

臨時レポート

米税制改革が年内実現に向け前進

米連邦法人税21%かつ2018年即時減税で決着

- ▶ 減税規模1.5兆ドル弱の、トランプ大統領の政権公約である大型税制改革の年内実現が濃厚となった。減税規模は過去最大、連邦法人税率の大幅な引き下げは約30年ぶり。
- ▶ 米国株式は当面の材料出尽くし感から一旦下落する可能性はあるものの、上昇基調は続くものと思われる。

上下両院の減税法案の一本化作業を進めていた米両院協議会は、12月15日に両院合同案を確定・発表しました。下院は早ければ19日、上院も20日に同法案を採決する方向で調整に入ったようです。トランプ大統領が政権公約に掲げた大型の税制改革の年内実現の公算が大きくなりました。減税規模は10年間で1.46兆ドル（約165兆円）と、過去最大とされる2001年のブッシュ減税（11年間で1.35兆ドル）を上回る見込みであり、また、連邦法人税率の大幅な引き下げはレーガン大統領以来約30年ぶりとなります。米国株式は法案成立後は当面の材料出尽くし感から一旦下落することも考えられますが、企業業績の拡大期待等が支援材料となり、再び上昇基調に回帰するものと考えます。以下は両院合同案の骨子です。

- ① 焦点の連邦法人税を2018年から35%から21%に引き下げ、かつ恒久減税とする。
- ② 米企業の海外所得への課税を原則として廃止する。尚、米企業が海外に貯め込んだ利益については1回限りで課税する。多国籍企業の課税回避策として新税を創設し、グループ取引に一部課税する。
- ③ 個人所得税は税区分は7段階で現状のままとし、最高税率を39.6%から37%に引き下げる。但し2025年までの時限措置とする。
- ④ 個人の負担を減らせる標準控除額を引き上げると共に、子育て世帯への税額控除を拡充する。
- ⑤ オバマケア（医療保険制度改革法）への加入義務を廃止する。

図表：12月15日に公表された米上下両院合同案の骨子

| | | |
|------|-----------------------|--|
| 企業税制 | 連邦法人税率 | ●2018年に35%から21%に下げ |
| | 海外所得課税 | ●海外所得にも課税する「全世界課税方式」 ^(※1) を廃止（海外子会社からの配当への課税廃止） |
| | 代替最小税 ^(※2) | ●廃止 |
| | 減税規模 | 10年間で6,538億ドル（約74兆円） |
| 個人税制 | 個人所得税 | ●税率区分は7段階（10～37%） ●最高税率を39.6%から37%に下げ |
| | 税控除 | ●標準控除を12,000ドルと約2倍に引き上げ ●扶養子女1人当り控除額を2,000ドルに倍増等子育て世帯の減税拡充 |
| | その他 | ●相続税の免税額を550万ドルから1000万ドルに引き上げ ●オバマケアを一部廃止（加入義務廃止） |
| | 減税規模 | 10年間で1兆1,266億ドル（約127兆円） |
| 国際課税 | 企業新税 | ●多国籍企業のグループ取引に10%の最低税を課す （課税対象からは原材料や部品等の支払いを原則除く） |
| | 海外留保金への課税 | ●米国企業が海外に貯め込んだ約3兆ドルにも達するとされる資金に対し、一度限りで課税 （現金・流動資産は15.5%、固定資産は8%） |
| | 増税規模 | 10年間で3,244億ドル（約37兆円） |

(※1) 現行は米企業が海外子会社から配当を受け取る際に35%（海外納付金は除外）の税率が課せられている

(※2) 米国特有の税制で、1969年に高額所得者の節税策に歯止めをかける目的で導入されたが、その後全体の所得水準の向上で課税対象が高額所得者以外にも広がっている

(注) 増減税規模は議会共和党の試算

出所) 図表は米議会共和党公表資料等をもとにニッセイアセットマネジメント作成

●当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。●当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。●当資料のグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。●投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。●手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品をお勧めするものではないので、表示することができません。●当資料のいかなる内容も将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第369号

加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会